

【認定に必要な添付書類一覧】

■保育を必要とする事由を証明する書類(①～⑩の事由ごとに、必要書類を提出)

※保育を必要とする方(2、3号認定)が対象

No	保育を必要とする理由	必要書類
①	<p>就労 ※下記時間に満たない場合は就労での認定はできません。</p> <p>支給認定期間:就労している期間</p> <p>保育時間:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育標準(11時間) 1か月の就労が120時間以上 ・保育短時間(8時間) <p>【令和5年3月31日までの認定】</p> <p>1か月の就労が80時間以上120時間未満</p> <p>【令和5年4月1日以降の認定】</p> <p>1か月の就労が64時間以上120時間未満</p>	<p>○就労証明書</p> <p>記載内容の確認のため事業所に直接電話する場合があります。</p> <p>※自営業で記載の場合、課税台帳にて営業所得の有無・専従者給与の有無を確認します。なお、自営業の協力者、補助者の場合、給与明細書もしくは出勤簿の写しも添付ください。(対価の発生しない労働は就労とみなしません。)</p> <p>※内職の方は、発注書の写しも添付ください。</p> <p>※育休中の場合、復職後2週間以内に復職した旨の就労証明書の提出が必要です。(就労内定の場合も同様)</p>
②	<p>妊娠、出産</p> <p>支給認定期間:予定日をはさんで前後8週間目の月 (最長5か月)</p> <p>保育時間 : 保育標準(11時間)</p>	<p>○母子健康手帳 (氏名、出産予定日が記載されているページ)</p>
③	<p>保護者の疾病、障害</p> <p>支給認定期間:保育が必要と認められる期間</p> <p>保育時間 : 保育標準(11時間)</p>	<p>○診断書</p> <p>○身体障害者手帳</p> <p>○精神障害者保健福祉手帳</p> <p>○療育手帳</p>
④	<p>同居者の介護・看護</p> <p>同居する親族で長期入院等している親族の介護・看護 (同居する親族で、他に介護者等がない場合に限る)</p> <p>支給認定期間:保育が必要と認められる期間</p> <p>保育時間:保育が必要と認められる時間</p>	<p>○被介護者、看護者の診断書等</p> <p>○介護、看護の状況等が分かる書類 (障害者手帳もしくは介護保険証など)</p>
⑤	<p>災害復旧</p> <p>支給認定期間:保育が必要と認められる期間</p> <p>保育時間:保育が必要と認められる時間</p>	<p>○申立書</p> <p>○り災証明書等</p>
⑥	<p>求職活動(就労内定者・起業準備を含む)</p> <p>支給認定期間:認定日の初日から90日目にあたる月の末日 まで(最長3か月)</p> <p>保育時間 : 保育短時間(8時間)</p>	<p>○求職活動申立書(南陽市の様式で提出)</p> <p>※起業の場合、開業準備がわかる書類も添付</p> <p>※内定の方は、内定通知書も添付するか、もしくは就労証明書のみを添付</p>
⑦	<p>就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)</p> <p>支給認定期間:保育が必要と認められる期間</p> <p>保育時間:保育が必要と認められる時間</p>	<p>○在学証明書</p> <p>○学生証</p>
⑧	<p>虐待やDVのおそれがあること</p> <p>支給認定期間:保育が必要と認められる期間</p> <p>保育時間:保育が必要と認められる時間</p>	<p>○配偶者からの暴力被害者の保護に関する証明書等</p>
⑨	<p>すでに保育所を利用している子どもで、両親の育児休業中に 継続利用が必要(継続利用児童のみ)</p>	<p>○就労証明書(南陽市の様式で提出)</p>
⑩	<p>その他、上記に類する状態として市町村が認める場合</p>	<p>○市が必要と認める書類(各事由ごと)</p>

※保育を必要とする事由に変更が生じた場合は、変更の申請が必要です(例えば、転職した場合や退職した場合、求職活動の結果、就労先が決まった場合等)。